

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県産木材利用促進条例（埼玉県条例第十七号）（森づくり課）

一 趣旨

県産木材の利用の促進に関し、基本理念等を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与するための条例の制定

二 内容

(一) 県産木材、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等の定義

(二) 基本理念

- ア 森林の有する多面的機能の持続的な発揮が図られること
- イ 林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展が図られること
- ウ 県民の豊かな暮らしの実現が図られること

(三) 各主体の責務及び役割

ア 県の責務

県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する等

イ 市町村の役割

県産木材の積極的な利用に努める等

ウ 森林所有者の役割

所有する森林の適切な整備及び保全に努める等

エ 林業事業者の役割

森林の適切な整備及び保全、県産木材の安定的な供給、人材の育成その他の林業の振興に努める等

オ 木材産業事業者の役割

県産木材の積極的な利用、県産木材を利用した製品の安定的な供給及び品質の向上、人材の育成その他の木材産業の振興に努める等

カ 建築関係事業者の役割

県産木材の積極的な利用、木造建築の技術の継承及び人材の育成に努める等

キ 県民の役割

県産木材を利用した製品の積極的な利用に努める等

(四) 県の施策等

三 施行期日

指針の策定及び公表、県産木材の安定的な供給の確保等

令和八年四月一日